洲 農 第 5 6 8 号 令 和 7 年 1 月 14 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)		洲本市
		(28205)
地域名 (地域内農業集落名)		社日
		(社日)
力業の幼用を取り	ひまとめた年月日	令和6年12月23日
協議の結果を取り		(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は水稲、玉ねぎを中心に作付けしている。すでに圃場整備も完了しており、現状は地域内の農地は地域の農業者で管理できているものの、農業者の高齢化により、農地、池、水路、農道等の維持管理が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稲とたまねぎがメインで慣行栽培による農業を行っている。最近では、新規就農者もおり、 地域内に活気が出てきているものの、農地の利用の在り方や農道や水路、畔などをどのように管理していくかも 考える必要がある。

水稲、玉ねぎの機械化については、個々に取り組みを進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

- 1			
	区域内の農用地等面積		7.97 ha
	うち農業上の利用が行われる	る農用地等の区域の農用地等面積	7.97 ha
	(うち保全・管理等が行われ	る区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

社日地域

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項				
(1)農用地の集積、集約化の方針					
	地域内農地については地域の担い手、隣接の方が効率的な農業が出来るよう努める。				
	(2)農地中間管理機構の活用方針				
	利用権設定農地は期間満了後、又、新規農地の貸し借については農地中間管理機構を活用することとする。				
	(3)基盤整備事業への取組方針				
	地域内の農地についてはほぼ完了している。				
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針				
	当地域は農地面積が少なく、少人数なため地域で守ることを基本とし、円滑に継承できる様一体となって取り込む。				
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針				
	現在のところ稲作については、個人的に一部作業委託をお願いしている。				
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)					
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等				
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他				
	【選択した上記の取組方針】				
	①近年、頻繁にイノシシの出没のため、電柵設置などを共同で行う。 ⑦中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用し、地域ぐるみで農地の維持管理を進める。また 水路については、管理の手間を削減するため、コンクリート舗装を実施する。				